

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件案（概要）について

厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室

1. 改正の趣旨

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の一部改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 12 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、その一部は令和 4 年 10 月 1 日に施行されることになる。
- 改正法の一部施行に伴い、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号。以下「事業主等指針」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）青少年の募集等に関する情報の的確な表示に関する事項等について

ア 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）第 4 条の 3 第 1 項に定める方法（以下「広告等」という。）により青少年の募集に関する情報又は同条第 3 項に定める情報（以下「青少年の募集等に関する情報」という。）を提供するに当たっては、同令第 4 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項及び事業主等指針第 2 の 1（1）ハ（ロ）から（二）までにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこととすること。

イ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たっては、労働者になろうとする青少年に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意することとすること。

（イ） 関係会社を有する者が青少年の募集を行う場合、青少年を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

（ロ） 青少年の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。

（ハ） 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

（二） 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

ウ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定法第5条の4第2項の規定により青少年の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこととすること。

(イ) 青少年の募集を終了した場合又は青少年の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供を依頼した募集情報等提供事業者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。

(ロ) 青少年の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。

(ハ) 募集情報等提供事業者から、職業安定法施行規則第4条の3第4項又は職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「職業紹介事業者等指針」という。）第8の2の(1)により、当該青少年の募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

エ ミスマッチ防止の観点から、青少年の募集を行う者、募集受託者及び求人者は、青少年の募集又は求人の申込みに当たり、企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を青少年又は公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者若しくは募集情報等提供事業者に対し明示するよう努めることとすること。

(2) 募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営に関する留意事項について

事業主が募集情報等提供事業者の就職支援サイトを活用して青少年の募集を行う場合において、募集情報等提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項についても留意することとすること。

(イ) 職業紹介事業者等指針第4を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。

(ロ) 労働者になろうとする青少年、青少年の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者から申出を受けた当該募集情報等提供事業者の募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。

(ハ) 職業安定法第4条第11項に規定する特定募集情報等提供事業者は、同法第5条の5の規定に基づき、及び職業紹介事業者等指針第5を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報適切に取り扱うこと。

(ニ) 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、職業安定法第65条第9号の規定により、罰則の対象となること。

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 7 条

4. 適用期日等

- 告示日：令和 4 年 9 月下旬（予定）
- 適用期日：令和 4 年 10 月 1 日

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件案（概要）

- ▶ 青少年の雇用の促進等に関する法律第7条の規定に基づき、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（以下「事業主等指針」という。）が定められており、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主等が講ずべき措置について規定されている。
- ▶ 職業安定法の改正に伴い改正された職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※（令和4年10月1日適用）の内容等を踏まえ、以下の事項について、事業主等指針においても規定することとする。

※ 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針

主な改正箇所

募集者及び募集受託者による青少年の募集に関する情報の的確表示

- 広告等により募集情報を提供する段階でも、労働条件として明示することとされている事項に関する情報をできる限り含めることが望ましいこと。
- 広告等により募集に関する情報を提供するに当たっては、労働者になろうとする青少年に誤解を生じさせることのないよう、例えば次のような場合に留意すること。
 - 関係会社が存在している場合に、実際に雇用する予定の企業が関係会社と混同されることのないようにすること。
 - 青少年の募集と、請負契約の受注者の募集が混同されることのないようにすること。
 - 賃金形態、基本給、定額の手当、通勤手当、固定残業代等に関する事項について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示しないこと。
 - 職種・業種等について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いないこと。
- 以下の対応等を通じて、青少年の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つものとする。こと。
 - 青少年の募集を変更又は終了した場合には、その募集情報の掲載を速やかに変更又は終了すること。また、掲載を依頼した募集情報等提供事業者に対して、掲載を変更又は終了するよう依頼すること。
 - 青少年の募集に関する情報の時点を明らかにすること。
 - 募集情報等提供事業者から、青少年の募集に関する情報の訂正や変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営に関する留意事項

- 募集情報等提供事業者は、就職支援サイトを活用して青少年の募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項についても留意すること。
 - 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※第4を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。
 - 苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要に応じて職業安定機関と連携すること。
 - 特定募集情報等提供事業者は、職業安定法第5条の5の規定に基づき、及び同法に基づく職業紹介事業者等指針※第5を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報適切に取り扱うこと。
 - 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、職業安定法第65条第9号の規定により、罰則の対象となること。

募集者、募集受託者及び求人者によるミスマッチ防止のための情報の明示

- ミスマッチ防止の観点から明示するよう努めることとされている企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点等の情報について、明示先に募集情報等提供事業者を追加すること。